

5. 理事会関係

○理事会運営細則

○役員候補選出に関する申し合わせ事項

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

理事会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、サザンヒル八事分譲住宅管理組合同規約（以下「規約」という。）第53条に規定される理事会の運営に関する事項を定める。

(役員の補充)

第2条 規約第37条第5項に規定する役員の補充に関して以下の通り定める。

- 2 欠員役員の補充のため、補欠役員を置く。
- 3 補欠役員は、前期役員が当たる事とする。
- 4 役員への選任は、当期理事会の指名、または、補欠役員の互選による。

(親族の役員候補)

第3条 理事会から役員候補として打診を受けた組合員は、本人に代わって団地内に同居する配偶者若しくは成人親族を役員候補として推薦することができる。

- 2 組合員が団地外に居住している場合は、その組合員所有の住戸に住んでいる成人親族を役員候補として推薦できる。
- 3 前2項により組合員により推薦された者を役員候補として選出するかどうかは、理事会で判断する。

(外部からの役員候補)

第4条 理事会は団地内に居住していない外部の専門家等（以下「外部者」という。）を役員候補に選出することができる。

- 2 理事会は、前項の候補を検討する場合は、外部者を募集し、書類選考等を行った上で、適切と思われる外部者を理事会に複数回招聘しなければならない。
- 3 理事会に3回以上出席した者の中から、理事会がその適性等を判断し、役員候補として選出するものとする。

(居住しない役員の数)

第5条 団地内に居住しない役員（組合員及び外部者）の数は、監事を除く役員数の半数未満とする。

(附則)

この細則は平成8年4月28日から施行する。

この細則は令和5年5月21日から施行する。